

小児慢性特定疾病医療受給者証更新申請のご案内

このお知らせは、現在助成を受けている方で、承認期間が令和8年3月で終了する方にお送りしています。
令和8年4月以降もこの制度を受けられる方は、更新手続きが必要となりますので、説明をよくお読みの
上、**令和8年2月4日（水）**までに申請手続きに必要な書類をすべてそろえて、ご提出ください。

申請書類の受付 令和8年2月4日（水）まで（当日消印有効）

また、郵送の場合は、できるだけ簡易書留等の配達されたことが証明できる方法でお願いいたします。
令和8年2月4日(水)までに申請手続きに必要な書類をすべてそろえて提出された方について、保留・不承認等の場合をのぞき、3月中旬に令和8年4月以降使える受給者証を発送する予定です。

令和8年3月31日（火）※当日消印有効です。（※土日祝は閉庁）

なお、提出書類不備の場合、返却させていただく場合がございますので、ご了承ください。

重要

● 令和8年3月31日（火）を過ぎると、更新申請は受付できません。

◎提出・お問い合わせ先

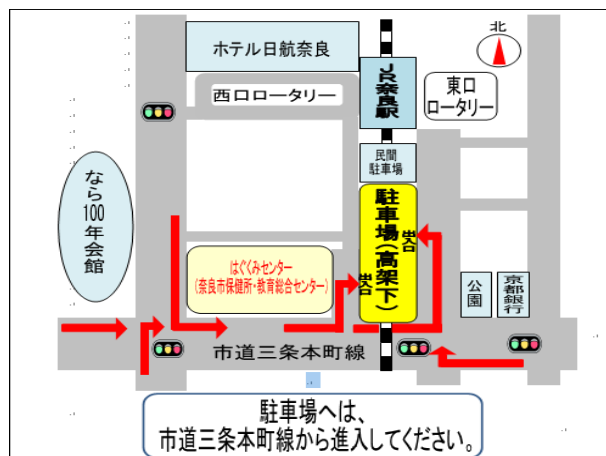
630-8122

奈良市三条本町13番1号

奈良市保健所

保健予防課 医療給付係

TEL: 0742-93-8397



※次ページもご確認ください。

申請に必要な書類

- ・ 申請書類の記入箇所について、全て消えないペンでご記入ください。
(こすると消えるペン等は使用しないでください。)

- ・ 申請者については原則、下記のとおりです。ご注意ください。

- ・ 受診者が18歳以上の場合：受診者本人※保護者等が申請者となる場合は、委任が必要です。
- ・ 受診者が18歳未満の場合：保護者（受診者本人が加入している医療保険の被保険者）

① 小児慢性特定疾病医療費支給認定申請書／小児慢性特定疾病登録者証申請書

- ・ 「小児慢性特定疾病に係る医療費助成・登録者証の申請における医療意見書の研究等への利用についての同意」は別紙1をお読みの上、同意する場合のみ記入してください。
- ・ 裏面の世帯調書には、受診者を除く住民票上の世帯全員を記入してください。
※ 遠隔地扶養の場合は住民票が別でもその方のお名前をお書きください。
- ・ 受診者が18歳以上で、受診者以外が申請者となる場合、裏面の委任欄の記入が必要です。
- ・ 申請者と窓口書類を持ってくる方が異なる場合、裏面の申請書類等提出委任申出欄の記入が必要です。

個人番号記載欄について

- ・ 受診者、申請者及び世帯員等の個人番号（マイナンバー）等を記入ください。
- ・ 提出時に番号確認と身元確認が必要です。
 - ◇ 郵送の場合または申請者以外が窓口に来て申請する場合
→ 確認書類のコピーの提出
 - ◇ 申請者が窓口に来て申請する場合
→ 確認書類の原本の提示

詳しくは 別紙2「個人番号（マイナンバー）の記入等に係る注意点」をご参照ください。

② 小児慢性特定疾病医療意見書（指定医の記入日から3か月以内のもの）

該当疾病の意見書を同封しておりますが、同封している意見書の疾病名が異なる場合は、小児慢性特定疾病情報センターのホームページ（<https://www.shouman.jp/>）からダウンロードできますので、該当する疾病の意見書を指定医にダウンロードしてもらい、記入してもらってください。

- ・ 都道府県等が指定した指定医に記入してもらってください。
- ・ 同一の疾病で、複数の医療機関で治療を受けている方は、主として治療を受けている1ヶ所の医療機関の医療意見書を提出してください。
- ・ 複数の疾病をお持ちの場合は、疾病ごとに意見書が必要です。

③ 同意書（医療保険加入者用）

- ・ 受診者と申請者の氏名、住所等を記入してください。

④ 加入医療保険の情報がわかる書類

下記いずれかを提出してください。

- ・資格確認書または「資格情報のお知らせ」のコピー
- ・マイナポータルからダウンロードした「資格情報画面」を印刷したもの

……加入医療保険情報確認書類のコピー貼付用紙に添付してください。

健康保険証は加入医療保険の情報がわかる書類としてお使いいただけません。

下の表をご覧ください、必要な方を確認してください。

※遠隔地扶養等で住民票が別でも「加入医療保険の情報がわかる書類が必要な方」の分は必ず提出してください。

※枠内に収まらない場合、A4 サイズでのコピーをお願いいたします。

保険種別		加入医療保険の情報がわかる書類が必要な方
国民健康保険（退職国保含む） 国民健康保険組合（医師国保・建設国保・ 土木国保・食品国保など）		同じ国保に加入している方全員分
被用者保険 （全国健康保険協会・ 健保組合・共済など）	受診者が被保険者本人 の場合	受診者本人の分のみ
	受診者以外が被保険者の場合 （受診者が被扶養者「家族」）	被保険者の分および受診者本人の分

以下、該当者のみ提出が必要です。

該当するか必ずご確認ください。

⑤ 令和7年度市町村民税（非）課税証明書（該当者のみ）

加入している保険種別によって市町村民税（非）課税証明書が必要となる場合があります。下の表をご覧ください、必要な方を確認してください。

保険種別		提出が 必要か	提出が必要な方
国民健康保険（退職国保含む）		×	
建設連合国保・近畿税理士国保以外の 国民健康保険組合 （医師国保・土木国保・食品国保など）		○	同じ国保組合に加入している方全員分
建設連合国民健康保険組合 近畿税理士国民健康保険組合		○	原則、同じ国保組合に加入している方全員分 ただし、受診者と同じ世帯の中で、義務教育 を修了していない方（受診者含む）の分の市 民税（非）課税証明書のみ、⑧申出書を提出 することにより省略することができます。 ※保護者の方及び義務教育を修了されてい る方の市民税（非）課税証明書については省略 できません。
被用者保険 （全国健康保険協会・ 健保組合・共済など）	被保険者が課税の場合	×	
	被保険者が非課税の場合	○	被保険者の分

⑥ 限度額適用認定証及び限度額適用・標準負担額減額認定証のコピー（お持ちの方のみ）

⑦ 特定疾病療養受療証のコピー（血友病等により同受療証をお持ちの方のみ）

⑧ 申出書（建設連合国民健康保険組合・近畿税理士国民健康保険組合用）

建設連合国民健康保険組合及び近畿税理士国民健康保険組合に加入されている方のうち、受診者と同じ世帯の義務教育を修了されていない方（受診者含む）の市民税（非）課税証明書を省略される方のみ必要です。

※ 保護者の方や、義務教育を修了した方については省略できません。

※ 建設連合国民健康保険組合・近畿税理士国民健康保険組合以外に加入されている方については、こちらの申出書をご記入いただきましても省略できません。

※受付は、はぐくみセンター（奈良市保健所・教育総合センター）4階の保健予防課で行っています。
市役所本庁や出張所では受付を行っていませんので、ご注意ください。



小児慢性特定疾病医療を継続申請されるお子さんとお家族の方へ

奈良市保健所では、小児慢性特定疾病のお子さんとお家族に対し、療養上の悩みや不安を少しでも解消するため、医療や生活面についての相談をお受けしています。保健師が電話や面接等で相談を実施しています。

何かお困り事等がありましたら、下記までご相談ください。

＜問い合わせ先＞

奈良市保健所 保健予防課 精神保健難病係
電話：0742-93-8397

